

2014年1月27日

各 位

イオンフィナンシャルサービス株式会社  
株式会社イオン銀行

## 投資信託「イオングループ・ファンド」のお取扱いについて

イオンフィナンシャルサービス株式会社(本店:東京都千代田区、代表取締役社長:神谷和秀、以下、当社)の子会社である株式会社イオン銀行(本店:東京都江東区、代表取締役社長:森山高光、以下、当行)は、本日より「イオングループ・ファンド」[委託会社:岡三アセットマネジメント株式会社(本店:東京都中央区、代表取締役社長:吉野俊之)](以下、本ファンド)をインストアプランチ(※1)およびインターネットバンキング(イオン銀行ダイレクト)にて、お取扱いいたします。

(※1)一部、お取扱いしていない店舗がありますので、ご来店の際は事前にコールセンター投資信託専用ダイヤル

(TEL0120-1089-43 受付時間9:00~21:00年中無休)にお問い合わせください。

本ファンドは、イオングループの上場企業株式とイオンリートを対象に投資を行います。株式以外に不動産投資信託証券(Jリート)にも投資を行う日本で初めての企業グループファンドとなります。また、本ファンドは、収益配分を年2回(※2)とすることで、本年1月より開始したNISA(少額投資非課税制度)でもお申込みしやすい商品内容となっております。

当行では、お客さまの中・長期的な資産形成を応援するため、投資信託購入時手数料を全額でWAONポイントにて還元する、お得なキャンペーン(期間:本年1月6日~2017年12月31日)を実施しておりますので、投資信託のご購入の際は、ぜひご利用ください。

(※2)収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。ただし、必ず分配を行うものではありません。

イオングループは、お客さまの便利で豊かな暮らしの実現を目指し、小売事業をはじめ総合金融事業、ディベロッパー事業、サービス事業など12事業250社を超える業態・事業が集結した「総合グループ」です。また、商品開発や需要集約、物流という、グループ共通の機能を担う3つの機能会社によって、事業を越えてインフラを最大限に活用、グループシナジーの創出を図っています。

また、本ファンドが投資対象とする、Jリート銘柄・イオンリート投資法人(2013年11月22日上場)は、商業施設等への投資を通じて、人々の豊かな生活の実現と地域社会への貢献を理念とし、イオングループが国内で運営する大規模商業施設のほか、海外のイオングループ商業施設にも投資し、中長期に亘る安定した収益の確保と運用資産の着実な成長を目指しております。

今後も、お客さまの幅広い金融ニーズにお応えするべく、投資信託商品の拡充を積極的に行っていくとともに、安全・安心、便利でお得なサービスの充実に努めてまいります。

以上

## ■投資信託に関する留意点

- ・投資信託は預金や保険ではありません。
- ・投資信託は預金保険制度・保険契約者保護機構の対象ではありません。また、当行でご購入いただきました投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。
- ・投資信託は、国内外の有価証券等（株式、公社債、不動産投資信託（REIT）、投資信託証券等）に投資をしますので、投資対象の価格の変動、組入有価証券の発行者にかかる信用状況等の変化、外国為替相場の変動、投資対象国の格付の変更等により基準価額が変動します。
- ・投資信託の運用による利益および損失は、投資信託をご購入いただきましたお客さまに帰属します。
- ・投資信託については元本および利回りの保証はありません。また、過去の運用実績は、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ・当行はご購入・ご換金のお申込みについて取扱を行っております。投資信託の設定・運用は各委託会社が行います。
- ・投資信託のご購入にあたっては購入時手数料（基準価額の最大 3.15%（税込））がかかります。また、換金時に信託財産留保額（基準価額の最大 0.50%）がかかります。これらの手数料等とは別に運用管理費用（信託報酬）（投資信託の純資産総額の最大年 2.0475%（税込））と監査報酬、有価証券売買手数料、組入資産の保管等に要する諸費用などその他費用等（運用状況等により変動し、事前に料率、上限額を示すことができません。）を信託財産を通じてご負担いただきます。お客さまにご負担いただく手数料はこれらを足し合わせた金額となります。これらの手数料や諸経費等はファンドごとに異なります。詳細は各ファンドの目論見書等をご確認ください。
- ・投資信託のご購入に際しては、必ず最新の「目論見書」および「目論見書補完書面」により商品内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。一部の投資信託には、信託期間中に中途換金ができないものや、換金可能日時があらかじめ制限されているものなどがありますのでご確認ください。
- ・投資信託は個人のお客さまのみ、また、原則として 20 歳以上のご本人さまによるお取引とさせていただきます。

2014 年 1 月 27 日現在

商号等：株式会社イオン銀行  
登録金融機関関東財務局長（登金）第 633 号  
加入協会：日本証券業協会